

とくし 本宮市篤志奨学資金

奨学生募集の案内

本宮市篤志奨学資金は、進学^{とくし}の意志と能力を有しながら、経済的理由により修学困難と認められる方に対して奨学資金を給与し、もって教育の機会均等を図り、有為な人材を育成することを目的としています。

1 募集人員

短大、大学、大学院奨学生（在学生もしくは新年度入学生）

2 給与月額

10,000 円を給与します（通学形態や公立・私立による区分はありません）。

なお、返還の必要はありませんが、不正に受給していた場合等が判明したときは、返還していただくことがあります。

3 給与期間

1月4日～3月末日までに申請の方：新年度4月から在学する学校の正規の修業期間
上記期限外で申請の方：申請のあった月の翌月分から在学する学校の正規の修業期間

4 申込方法

申請書に必要な書類を添えて、本宮市教育委員会 教育総務課へ提出してください。

5 採用の決定

申請書類により総合的に判断します。また、必要に応じて人物考査（面接）を実施します。

1月4日～3月末日までに申請の方は4月中に通知します。

上記以外の方は申請のあった月の翌月までに通知します。

（採用経過等についての御質問等にはお答えできませんので、御了承ください。）

6 給与方法

奨学生本人の指定口座に6ヵ月ごとに振込となります。

7 応募資格

（1）次に掲げる条件を具備していること。

- ① 新年度に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院及び短期大学に在学もしくは入学すること。
- ② 大学等に入学するまで、又は入学の目的をもって住所を移転するまで、6ヵ月以上本宮市に住民登録をしていたこと。
- ③ 経済的理由により修学が困難と認められること。
- ④ 向上心があり学術に優れ、品行方正であること。
- ⑤ 国、県又は他の団体から同種類の給与を受けていないこと。

※他の給与型の奨学資金を受けていることが判明した場合は、他の奨学資金の給与を開始した月分からの本宮市篤志奨学資金を返還していただくこととなります。

（2）次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- ① 学力基準について

5段階の評定方法により、進学前に在籍していた学校（高等学校等）における最終2ヵ年の全履修教科の学習成績の平均値が**3.5以上**であること。

- ② 所得基準について

奨学資金申請者の同一世帯人員において、所得のある方すべての合計所得金額が規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得基準について」をご覧ください。）

8 必要書類

申請者は、次の書類をそろえて、本宮市教育委員会へ提出してください。

① **本宮市篤志奨学資金給与申請書** (様式第1号)

- ※ 記載にあたっては、「記入例」を参考に、楷書で記入してください。
- ※ 本籍及び現住所は番地まで正確に記入してください。
- ※ 申請者の住所は現在居住している住所を記入してください。
- ※ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。(修正ペン、修正テープの使用不可)

② **本宮市篤志奨学資金奨学生推薦調書** (様式第2号)

- ※ 進学前に在籍している学校(高等学校等)で記入してもらってください。

③ **住民票の写し(世帯全員のもの)**又は、**登録原票記載事項証明書(外国籍の方)**

- ※ 同一生計内で、住所を異にしている場合(単身赴任等)についても、提出してください。
- ※ 戸籍謄本は不可です。

④ **所得金額等証明書**※現時点で発行できる最新のもの

世帯員(学生を除く)全員分を提出してください。(無職、年金受給者を含む)

- ※ 同一生計者が単身赴任等により居所が異なる場合でも提出が必要です。
- ※ 生活保護費を受給されている方も提出してください。

⑤ その他

- ・ 奨学生として採用決定後、『誓約書』(様式第4号)を提出していただきます。
- ・ 奨学資金給与後卒業するまで、毎学年末に、『家庭状況報告書』(様式第5号)に『成績証明書』を添えて提出していただきます。

問い合わせ先

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地
本宮市教育委員会 教育部教育総務課総務係

Tel : 0243-24-5441 Fax : 0243-34-3138